



「看護師」という名称の保護 Protection of the Title “Nurse”

ICNの所信：

「看護師」という名称は、法律によって保護されるべきであり、看護師と称すること及び看護を実践することを法律で認可された者のみに適用され、そうした者によってのみ使用されるべきである¹。

背景：

法規制制度の最も優れている点の一つは、「看護師」の名称を保護することができることである²。保健医療を受ける人々や、看護師を雇用する人々には、その人物が法的な資格を有する看護師であるか、そうでないかを知る権利がある。「看護師」という名称を、法的基準を満たす人々だけに許可することにより、市民は、法的に資格のある看護師と、それ以外のケア提供者を区別することができ、市民の保護が強化される³。

「看護師」という名称を合法的に使用する人々は、自らの能力と行動に対して、責任と責務を負い、実践を方向付ける基準や法、規制と併せて、業務基準、倫理綱領と行動規範を順守しなければならない。

看護師は、この名称独占についての法的権利及び、法律によってこの名称が与えられた者に課されるコンピテンスの維持と業務範囲内の実践に関する責務と責任について、十分な教育を受けなければならない。

市民と雇用者もまた、「看護師」の名称の使用につき教育を受け、知っておく必要がある。公式な名称保護を欠くと、必要な資格の保持、または必要なコンピテンスを証明することなく、誰もが「看護師」と称することが可能となってしまう。

「看護師」の名称の使用制限をする目的は、看護師として実践する免許または権限を与えられていないにも関わらず、看護師のみが提供できる保健医療サービスを提供していると自称する者から市民を守るためである。

「看護師」という名称を違法に使用した場合、本人及び本人が「看護師」という名称を使うことを手助けした人物は、刑事訴訟、民事訴訟及び／あるいは行政訴訟の対象となるべきである。

¹ 看護師の定義、および看護実践範囲の定義は国により多様である。

² 国際看護師協会（2007）看護法モデル，ジュネーブ。

³ 国際看護師協会（1996）規制に関する ICN：21 世紀モデルに向けて，ジュネーブ，20 頁。

1998 年採択

2004 年・2012 年見直し・改訂

関連 ICN 所信声明：

- 看護規制
- 看護業務の範囲
- 看護補助者
- 保健医療職の人的資源開発

2012年（公・社）日本看護協会訳

- * 文書中の「看護師」とは、原文では nurse(s)であり、訳文では表記の煩雑さを避けるために「看護師」という訳語を当てるが、免許を有する看護職すべてを含むものとする。
- * ICN 所信声明の著作権は、国際看護師協会(ICN)にあり、ICN の許可のもとに、(公・社) 日本看護協会が日本語訳を作成しました。許可の無い商業目的での使用を禁止します。